

令和2年10月29日

組合員・地域の皆さま

富士市農業協同組合  
代表理事組合長 杉山岩雄

### J A富士市業務改善計画について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当J Aでは、令和2年9月30日に発出された静岡県からの業務改善命令に対し、次のとおり業務改善計画を下記のとおり策定いたしました。

今後とも、外部有識者・J A系統の役員等で構成する「経営改善委員会」および中央会・信連・J Aの職員で構成する「再発防止会議」において、進捗管理を徹底し、改善計画の着実な実践を図ってまいりますので、組合員、地域の皆さまにおかれましては、引き続き、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### I. 再発防止計画

##### 1. 法令等遵守態勢の確立

- ア. 全役職員に対する法令等の遵守意識の向上を図ります。
- イ. コンプライアンスを指導する体制を構築します。
- ウ. コンプライアンスに関する情報の一元化により、適宜・適切に措置を講じることができる体制を構築します。

##### 2. 内部けん制態勢の構築

- ア. すべての事務手続きを規程等で明確にし、厳守するとともに、実施状況を検証します。
- イ. 店内検査の実効性を確保し、店内検査を有効に機能させます。

##### 3. 職員通報体制（ヘルプライン）の整備

- ア. 新たなヘルプライン制度を検討・構築します。
- イ. 通報窓口や通報処理の仕組みを明示し、全職員に周知・浸透させます。

##### 4. 監査体制の整備及び実効性の確保

- ア. リスク評価の結果を踏まえた監査計画に基づく監査を実施します。
- イ. 監査において検出された不備等を集計し、J A内で情報共有を図ることにより、改善策の策定と改善指導を徹底します。